

「(仮称)岐阜市文化芸術基本条例の骨子(案)」に対する 意見募集結果の公表について

意見募集結果の公表

本市の将来にわたる文化芸術の継承、発展及び新たな創造に向けて、文化芸術に関する施策の総合的かつ効率的な推進を図るため「(仮称)岐阜市文化芸術基本条例の骨子(案)」について、令和4年11月～12月に意見募集をしたところ4通(5件)のご意見をいただきました。

これらのご意見と本市のご意見に対する考え方を以下のとおり公表します。

いただいたご意見

- ・意見提出数 4通 ※意見数5件
(直接提出:0通、郵送:0通、ファクシミリ:2通、電子メール:2通、意見提出フォーム:0通)
- ・いただいたご意見と岐阜市の考え方 別紙のとおり
※提出いただいたご意見は、意見の趣旨を損なわない程度に要約しています。

公表期間

令和5年3月1日(水)～令和5年5月31日(水)

公表資料及び公表場所

- ・「(仮称)岐阜市文化芸術基本条例の骨子(案)」に対するご意見とそれに対する岐阜市の考え方
- ・岐阜市文化芸術基本条例(案)
- ・「(仮称)岐阜市文化芸術基本条例の骨子(案)」※意見募集時のもの
上記資料は、下記の場所で閲覧・配布しています。

公表場所

ぎふ魅力づくり推進部文化芸術課(庁舎10階)、情報公開室(庁舎2階)、各コミュニティセンター、ハートフルスクエアG、市民活動交流センター(ぎふメディアコスモス内)、文化センター、市民会館で配布するほか、岐阜市ホームページでもご覧いただけます。

問い合わせ先

岐阜市ぎふ魅力づくり推進部文化芸術課

〒500-8701 岐阜市司町40番地1(庁舎10階)	
TEL	058-214-4973
FAX	058-214-2440
Eメール	bunkageijutsu@city.gifu.gifu.jp